出展規約

1. 出展申し込みと契約の成立
出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申込方法に従ってお申し込みください。主催者はこれを審査の上、展示会の主旨に適合するものと考えられる出展物を展示する出展希望者に対してのみ、「出展承認書」と「請求書」を発行いたします。出展社と主催者との出展規約は、この「出展承認書」を送付した時点をもって成立するものとします。

2. 出展の支払い
出展社は「請求書」に記載の指定日までに出展料の支払いを完了するものとします。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は出展契約を取り消すことがあります。国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が展示会後であっても出展料は全額を指定された期日までに支払うものとします。

3. 出展の変更・取消し
出展社のやむを得ない事情により、出展の取消し又は出展申し込みに際して申込んだ展示スペース（以下、「小間」）の変更については、すべて文書にその理由を明記し主催者に提出してください。
出展承認後（出展承認書が届いた後）の変更・取消しについては、書面の主催者への到達日が以下の期間に当たる場合、取消料を申し受けます。
（1）出展確定日～出展社説明会前日（11月25日）まで 出展料金50%
（2）出展社説明会当日（11月26日）以降 出展料金100%
出展社が上記相当金額を取消しの時点で支払いされていない場合は直ちにこれを支払うものとします。

4. 招聘保証
主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展社に対して発行しないものとします。

5. 小間の転貸などの禁止
出展社及び申込社は、契約した小間を主催者の書面による承諾なしに転貸、売買、交換または譲渡することはできないものとします。

6. 小間位置およびストックスペースの決定
小間位置及びストックスペースの決定方法は、小間数・出展内容等を考慮のうえ、最終的には主催者の一任とさせていただきます。

7. 小間の使用方法
（1）宣伝・営業活動はすべて小間の中で行われるものとします。通路など自社小間以外のスペースを使用しての宣伝活動はできません。また、出展社は宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。

（2）出展社は、自社小間が他の小間に隣接している場合、自社小間の施工において、隣接する小間を妨害しないものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者は展示会運営上小間の装飾に変更が必要であるかどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展社はその判断に従い、装飾の変更を行ってください。

（3）装飾物の高さは、後日主催者から「出展の手引き」により通知される範囲内にて行われるものとします。装飾物などはいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。「出展の手引き」は出展社説明会にてご案内予定です。

（4）主催者は、装飾物の音・操作方法・材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人・物・行為・印刷物及び主催者にて問題があると考える性質のものすべてに及ぶものとします。

（5）出展社は（4）の制限または撤去を行ったことによる費用を負担するものとします。また、その際これらの変更・制限によって生じるすべての損失・損害に関し主催者に対して損害賠償を請求することはできません。

（6）出展社は展示会場に適用されるすべての防災及び安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

8. 出展品目・条件
（1）出展品は「出展条件」に定められた出展品目に限定されるものとします。また、出展品目に含まれるものであっても、主催者が不適合と判断した場合は出展できません。

（2）主催者は、前項の規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出展品の撤去を求めることができます。なお、出展社が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

9. 保証条項
出展社は主催者に対し、東京マラソンEXPOの出展品または、これに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

10. 出展物の管理と免責
主催者は出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展社にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとします。

11. 出展物等の設置及び撤去
（1）出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者からの「出展の手引き」により通知される時間内に行われるものとします。小間内の出展物設置は事務局が定める施工スケジュールに準じて完了されなければならないものとします。出展社が開会の前日（2027年3月3日）午後９時までに、自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は出展料の返金はいたしません。

（2）開催期間中の出展物の搬入・移動・搬出の際は、出展社は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行うこととします。

（3）小間内の出展物及び装飾物などは、事務局が定める施工スケジュールに準じて撤去されなければならないものとします。指定の時間内に撤去されないものは、出展社が所有権を放棄したものとみなし主催者が撤去します。撤去費用は出展社の負担とし後日請求いたします。

（4）「出展の手引き」により通知される時間外で作業を行いたい場合、事前に事務局への申し出が必要となります。またその場合、時間外作業費を請求いたします。ただし、作業可能時間には制限がございます。

12. 契約の解除
（1）主催者は、出展社による出展申し込み後において、次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。
① 規約第７条（小間の使用方法）及び規約第８条（出展品目・条件）に違反し、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。
② 出展社の出展品が規約第９条（保証条項）に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。
③ その他、東京マラソンEXPOの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。
④ 手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた場合。
⑤ 仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申し立てがあった場合。
⑥ 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明した場合。

（2）主催者から前項の解除通知がなされた場合、出展社は以下の事項を異議なく承認するものとします。
① 東京マラソンEXPO開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物を撤去して、小間を原状に復帰すること。
② 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。
③ 解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。
④ 出展社が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償などを請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。

（3）主催者は、本条第１項の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する発行物、会場内掲示について出展社の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

13. 損害賠償
（1）出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

（2）出展社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費及び損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
① 出展社の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展社とともに被告とされた場合を含む）
② ①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展社の意思拘束されないものとします）

14. 展示会の開催中止
主催者は、台風・地震等の天災、火事・爆発、戦争・テロの勃発、その他やむを得ない不可効力により、展示会の中止または開催時間の短縮をすることがあります。本大会の開催中止要請が発せられた場合以外は、出展料などの小間料金の返金は一切行いません。

15. 規約の遵守
出展社は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展社は主催者が定めるすべての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

16. 査証の取得
海外の出展社が査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展社の責任において作成、手続きを行ってください。この書類作成について、主催者は、「出展承認書」以外の書類を発行しないものとします。また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展社が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

17. 合意管轄裁判所
本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

18. 準拠法
本契約の準拠法は、日本法とします。

19. 使用言語
本契約の使用言語は、出展社が日本所在の企業である場合は日本語とし、それ以外は英語とします。

20. その他
主催者にて会場内の記録撮影（出展社・出展商品を含む）を実施いたします。撮影した写真等を使用する場合がありますのでご了承ください。

2026年8月1日改訂